

W T O 農業交渉日本提案詳細説明ペーパー

新たな国際備蓄

食料安全保障上の要請への対応

二国間や多国間の食料援助のスキームを補完し、一時的な不足等の状況に際して現物の融資を行い得る国際備蓄の枠組みを検討する。

1．理念

現在、災害等により食料不足に直面する開発途上国に対しては、先進国等が中心となり二国間及び国際機関を通じた食料援助を実施している。しかし、現行の食糧援助は、輸出国の需給事情、国際価格の変動によりその数量が安定していないこと、また、食料援助が援助国の国家戦略の影響を受けていることなどから、基礎的食料が食料困窮者に十分に届いていないという問題が生じており、このような飢餓問題の解決は地球規模の大きな課題となつている。他方、1996 年の世界食料サミットにおける栄養不足人口半減の目標も、達成が危ぶまれている状況にある。

また、1994 年のマラケシュ宣言（『改革の過程が後発開発途上国(LDC)及び食料純輸入開発途上国(NFIDC)に及ぼし得る悪影響に関する措置についての決定』）において懸念が表明されているように、開発途上国、とりわけ、LDC や NFIDC において、災害等による一時的な食料不足時に必要な基礎的食料を商業輸入等でまかなうことが困難な状況が発生している。

新たな国際備蓄は、開発途上国、とりわけ、LDC 及び NFIDC の食料安全保障を確保するため、自由貿易の促進を図る現行のW T Oのアプローチだけでは対処できない開発途上国の災害等による一時的かつ大規模な食料不足問題の緩和を図る観点から、基礎的食料を国際的に現物で備蓄し、もって円滑な食料援助の実施を可能とするものである。

2．具体的仕組み

(1) 品目

被援助国・地域の食習慣の差異及び備蓄実施国及び地域の自主性を尊重する観点から、基礎的食料の中から適切な備蓄品目を対象とする。

(2) 規模

国際備蓄の規模は、最近の災害に対する緊急食料援助の実施状況、実施する各国の在庫状況等を踏まえて設定する。

(3) 備蓄の実施

国際備蓄は、基本的に先進国が中心となつて行うこととする。また、開発途上国であっても自給を達成している生産国等各国の実情に応じて実施する。

この場合、備蓄の実施に当たって、各国が通常保有する在庫の一部を充てること

（イヤマーク）を基本とするが、支援の機動性、財政的な効率性等を考慮し、備蓄場所、備蓄形式等具体的な実施方法について柔軟性を認める。

（４）備蓄の使用

食糧援助規約加盟国については、各参加国が同規約上の約束量（年間最小拠出義務量）を超えた支援に使用する。

具体的な国際備蓄を活用した食料支援は、1999 年の食糧援助規約を踏まえ、以下の条件によるものとする。

災害等により一時的な食糧不足が発生した場合を優先。

開発途上国、とりわけ NFIDC と LDC の支援を優先。

支援は、譲許的条件で実施。

なお、国際備蓄の利用に当たっては、開発途上国の長期的な食料生産基盤の開発を促進する観点から、被援助国の基礎的食糧の生産、収穫及びその市場取引の仕組みに対して悪影響を及ぼさないように留意する。

（５）管理等

国際備蓄が適正かつ円滑に実施されるため、適切な国際機関への実施に係る通報等を通じた国際機関における情報管理、第三者によるモニタリング等を実施する。